鹿児島県公報

令和4年2月25日(金)第289号の2



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱(※)

(中小企業支援課取扱い) 1

告示

鹿児島県告示第149号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。 令和4年2月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)の一部を次のように 改正する。

第3条第3号中「第2条第24項第1号」を「第2条第29項第1号」に改め、同条第4号中「中小企業者」の次に「,特定事業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者をいう。)」を加え、同条第5号中「中小企業者」の次に「,特定事業者(中小企業等経営強化法第2条第5項又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第2条第4項に規定する特定事業者をいう。次条において同じ。)」を加える。

第4条第1号中「中小企業者又は組合」を「中小企業者,特定事業者又は組合」に改める。 第6条の表成長企業応援資金の項中「(平成11年法律第18号)」及び「(平成19年法律第40号)」を削り、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第40条第1項」を「中小企業等経営強化法第52条第1項」に改め、同表事業活動継続支援資金の項中「第50条第1項」を「第56条第1項」に、「第52条第1項」を「第58条第1項」に改める。

別表第1新事業チャレンジ資金の項融資対象の欄中「中小企業者」の次に「,特定事業者(中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する特定事業者に限る。以下この項において同じ。)」を,「該当するもの」の次に「(特定事業者にあつては,(2)に掲げるものに限る。)」を加え,同表成長企業応援資金の項中「中小企業者」の次に「,特定事業者(中小企業等経営強化法第2条第5項又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2条第4項に規定する特定事業者をいう。以下この項において同じ。)」を,「該当するもの」の次に「(特定事業者にあつては,(1)又は(2)に掲げるものに限る。)」を加え,同表事業活動継続支援資金の項中「第50条第1項」を「第56条第1項」に,「第52条第1項」を「第58条第1項」に,「融資対対象」を「融資対象」に改め,同表事業再生支援資金の項中「第2条第16項」を「第2条第21項」に改め,同項融資対象の欄第1号中クを削り,ケをクとし,コをケとし,サをコとし,同項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め,同表新型コロナウイルス関連事業継続支援資金の項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、

(2) 中小企業 信用保険法 第2条第5 項第5号に 該当する特

定中小企業 者のうち, 次のいずれ かに該当す るもの ア 最近3 月間の売 上高等が 前年同期 の売上高 等に比し て15%以 上減少し たもの イ 最近1 月間に対 応する前 年同月の 売上高が 令和2年 1月29日 時点にお

ける直近

の決算の

月等の平

均売上高 に比して

15%以上

減少した

もの

に,「4,000万円」を「6,000万円」に,

(2) 信第項該定者か上年上し上もの外保条5寸小最間等期等15少にを険第号る企近のがのに%しにでしている。)

(3) 特例中小

企業者

を

(3) 次かるかいち 最間 高同上し以しいが月高て上た火かるり近のが月高て上た火少し

の イ 最近 1 月間の売 上高が前 年同月の 売上高に 比して5 %以上減 少してお り、かつ、 前年同月 の売上高 が令和2 年1月29 日時点に おける直 近の決算 の月等の 平均売上 高に比し て15%以 上減少し たもの

ア 融資対象の(1)及び(2)年 0.1% イ 融資対象の(3) 別表第2 に定める。率

別表第2に次のように加える。

新型コロナウ	年 0.51	年 0.36	年 0.21	年 0.10						
イルス関連事	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
業継続支援資										
金(融資対象										
の(3)に限										
る。)										

別記第6号様式中「第8条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年2月25日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、 改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和4年2月25日以後に保証を付する資金 の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項 に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。